

平成27年度

横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅

「子育て りぶいん」事業者募集要項

(第2次募集)

平成27年8月

横浜市建築局住宅再生課

目 次

1	事業者の募集について	1
2	事業者募集（事業計画）に必要な提出書類	4
3	事業計画の審査・選定について	5
4	選定基準について	6
5	供給計画の認定申請に必要な提出書類	6

【資料】

事業計画の申請：提出書類（様式1-1～7）

供給計画の申請：提出書類（供給計画認定申請書、供給計画、家賃協議書）

1 事業者の募集について

(1) 趣旨

平成18年度に住生活基本法が制定され、子育て世帯等の居住の安定を図ることが基本方針として掲げられていますが、子育て世帯を取り巻く居住の状況は厳しく、最低居住面積水準以下の民間賃貸住宅に居住する子育て世帯が多く存在しています。また、低額所得の子育て世帯の居住の安定の確保について中核的な役割を担ってきた公営住宅への入居も、応募倍率が高く困難な状況です。

そこで、横浜市は、国の地域優良賃貸住宅制度を利用し、低額所得の子育て世帯を対象に、良好な居住環境を備えた既存ストック等を活用した、家賃助成付き住宅「横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅」の供給を24年度から開始しており、今年度も、時代のニーズに応じた「横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅」を供給することができる事業者を募集します。

事業者募集に当たっては「事業計画」を提出していただき、応募のあった中から募集戸数を目安に選定及び認定します。

(2) 募集対象住宅

横浜市優良賃貸住宅特定管理法人又は、横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅特定管理法人が管理し、横浜市子育て向け地域優良賃貸住宅認定基準等に適合している住宅

(3) 募集戸数

約50戸（平成28年3月入居予定）

(4) 事業者の条件

ア 土地・建物（住宅）の所有者となる方であって、応募時現在において、土地・建物（住宅）に対する権限（所有権、地上権、賃借権等）を有していること。

イ 市税の滞納をしていないこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）でないこと。

※ 供給計画認定後に事業者を変更することはできません。

(5) 募集スケジュール（予定）

第2次募集	日 程
事業計画の受付	平成27年9月1日(火)～9月11日(金)17時まで
住宅の選定（選定通知送付） （不選定通知）	平成27年10月下旬
供給計画の認定申請の受付	平成27年11月2日(月)～11月6日(金)17時まで
事業計画の辞退の受付	平成27年11月2日(月)～11月6日(金)17時まで
供給計画の認定（認定書送付）	平成27年11月下旬～12月上旬
入居者募集	平成28年1月
入居	平成28年3月～

(6) 事業者募集要項等への質問及び回答

〔質問送付先〕 kc-kodomo@city.yokohama.jp

事業者募集要項等に対して質問がある場合は、Eメールにて送付してください。

受け付けた質問に対する回答は、横浜市ホームページにて随時公開予定です。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/housing/minju/kosodateribuown/>

(※) 質問は事業者募集要項等に関する内容に限らせていただきます。回答にあたり、質問者の氏名は公表しません。また、意見の表明と解されるものについては回答しません。

(7) 「事業計画」の受付

事業計画を提出する場合は、P4に掲載している書類を、書類の不備がないこと、関係法令、条例、要綱及び認定基準等に適合していることを確認の上、管理業務者を經由して期限までに横浜市建築局住宅再生課へ提出してください。

(※) 必要書類等に不備・記入漏れなどがある場合は受付ないことがありますのでご注意ください。

(8) 「供給計画の認定申請」の受付

供給計画の認定申請をする場合は、P6に掲載している書類を、管理業務者を經由して、期限までに横浜市建築局住宅再生課へ提出してください。

(9) 「事業計画の辞退」の受付

事業計画を辞退する場合は、「事業計画の辞退届（様式7）」を、管理業務者を經由して、期限までに横浜市建築局住宅再生課へ提出してください。また、原則として期限の期日以降の辞退はできません。

(10) 注意事項

- ア 制度の概要については、横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅「子育て りいしんの概要」をご覧ください。
- イ 横浜市への書類の提出は必ず管理業務者を通して行ってください。管理業務者を経由しない書類は受け付けません。

2 事業者募集（事業計画）に必要な提出書類

(1) 提出書類

- ア 横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅に係る事業計画の応募について（様式1-1）
- イ 申請住宅の概要（様式2）
- ウ 委任状（様式3）
- エ 承諾書（様式4）

(2) 添付書類

- ア 付近見取り図：A4版又はA3版とし、縮尺1万分の1程度でお願いします。

○記載事項

- ・方位
 - ・最寄りの鉄道駅、最寄りのバス停（バスを利用する場合）
 - ・該当する学区の小学校
 - ・小児医療施設
 - ・店舗（生鮮食料品又は日用品の販売を行うもの）※コンビニエンスストア含む
 - ・公園又は公共施設及び子育て支援施設（保育園、幼稚園、親と子のつどいの広場、地域子育て支援拠点又は学童保育等）
- イ 配置図（方位、敷地境界線、賃貸建物の位置を記載）
 - ウ 平面図（方位、部屋名を記載）※部屋の面積を確認できる図面
 - エ 間取図（方位、部屋名を記載）：入居者募集のしおり作成用
PDF等の画像データがあれば提出してください。（メールでの提出可：kc-kodomo@city.yokohama.jp）
 - オ 現況写真（様式2の「6 添付する写真について」を参照）
 - カ 近傍同種の住宅の家賃に関する調書（様式5-1）
 - キ 申請する住宅の申請住戸以外の住戸の家賃に関する調書（様式5-2）
 - ク 土地の公図及び登記簿謄本等の土地と建物の所有権等が確認できる書類（コピー可）
 - ケ 検査済証
 - コ 申請する者が法人であれば、登記簿謄本、定款並びに直前3年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書。また、個人であれば、資産状況の報告書（様式6）

(3) 注意事項

- ア 管理する住宅が共有又は区分所有となる場合は、代表者を決定し、共有者又は区分所有の全員が連名で応募してください。
- イ 土地の所有者以外の方が応募者となる場合は、土地所有者の承諾書（様式4）を添付してください。
- ウ 共有名義の土地で、共有者が応募者とならない場合は、その共有者の承諾書（様式4）を添付してください。
- エ 応募書類は、A4版でホッチキス止めにして提出してください。

3 事業計画の審査・選定について

(1) 事業計画の審査・選定の方法

応募された事業計画のうち次の基準等に適合するものの中から、提出書類に記載された内容に基づき、選定基準により評価し、募集戸数を目安に合計得点の高い順から選定します。また、合計得点が高点となった場合は、契約家賃が低い方を優先します。

【事業計画に備える条件】

- ① 住宅が横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅認定基準等に適合していること。
- ② 家賃が近傍同種の住宅の家賃（いわゆる市場家賃）と均衡を失しないよう設定されており、かつ、12万円を超えないこと。最終的な家賃額は、住戸の選定までに横浜市と協議を行い、決定していただきます。

(※) 当初の家賃予定額が近傍同種と均衡を失していると横浜市が認める場合、選定されないことがありますので御注意ください。
- ③ 事業計画の応募者が適格性を有すること。(P1 (4)「事業者の条件」を参照)
- ④ ①から③までに掲げるほか、管理期間、管理方法、入居者募集方法、家賃決定方法等について、横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅制度に基づき行われる計画であること。

(2) 選定・不選定結果通知

選定・不選定結果については、管理業務者を通じて通知する予定です。

なお、選定された住宅は必ず、「供給計画の認定申請」又は「事業計画の辞退」を、期限までに提出してください。(P2 募集スケジュール参照)

(3) 注意事項

- ① 虚偽の申告など、不正な手段により選定された場合は、その資格を取り消すこととなりますので、ご注意ください。
- ② 書類作成に要する費用は、全て応募者の負担となります。選定、不選定にかかわらず書類作成に要した費用は、横浜市では一切負担しません。

また、提出された書類は返却しませんのでご了承願います。
- ③ 審査・選定は、提出された事業計画に基づき行います。提出後は、誤記訂正等を除き、内容の変更はできません。
- ④ 選定後、事業計画に記載された審査・選定に関する内容の変更は、原則認められません。
- ⑤ 横浜市が委託した不動産鑑定士が、事業計画に応募された住宅について、住宅の調査を行う場合がありますので、ご協力ください。

4 選定基準について

(1) 評価基準の内容について

子育て世帯向け地域優良賃貸住宅の事業者選定における評価項目及び基準については、以下のとおりとし、すべての評価項目を合計した結果、評価点の高い方から選定します。

ア【立地】

徒歩・バス利用にかかわらず最寄りの鉄道駅から住宅までの直線距離で評価します。

駅から200m以内を最高評価とし、200mごとの評価点により評価します。

イ【家賃】

契約家賃70,000円以下を最高評価とし、2,500円ごとの評価点により評価します。

(注意) 評価点が高点の場合は、家賃が低い方を優先します。

ア 立地での評価

評価ポイント	基準	点数
立地	200m以内の場合	50
	400m以内の場合	47
	600m以内の場合	44
	800m以内の場合	41
	1,000m以内の場合	38
	1,200m以内の場合	35
	1,400m以内の場合	32
	1,600m以内の場合	29
	1,800m以内の場合	26
	2,000m以内の場合	23
	2,200m以内の場合	20
	2,400m以内の場合	17
	2,600m以内の場合	14
	2,800m以内の場合	11
	3,000m以内の場合	8
	3,200m以内の場合	5
3,400m以内の場合	2	
3,400mを超える場合	0	

イ 家賃での評価

評価ポイント	基準	点数
家賃	70,000円以下の場合	50
	72,500円以下の場合	47
	75,000円以下の場合	44
	77,500円以下の場合	41
	80,000円以下の場合	38
	82,500円以下の場合	35
	85,000円以下の場合	32
	87,500円以下の場合	29
	90,000円以下の場合	26
	92,500円以下の場合	23
	95,000円以下の場合	20
	97,500円以下の場合	17
	100,000円以下の場合	14
	102,500円以下の場合	11
	105,000円以下の場合	8
	107,500円以下の場合	5
110,000円以下の場合	2	
110,001円以上の場合	0	

5 供給計画の認定申請に必要な提出書類

提出書類

ア 横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅供給計画認定申請書（第1号様式（第3条第1項））

イ 供給計画

ウ 横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅家賃協議書（第1号様式（第3条第2項））

(様式1-1)

年 月 日

(提出先)
横浜市建築局長

応募者
(住所又は所在地)
(ふりがな)
(氏名又は名称)
(生年月日)
(性別)

印

横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅
に係る事業計画の応募について

横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅の事業計画の選定を受けるために、関係書類を添え、応募します。

なお、横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅に係る事業計画の応募に当たり、次の事項について相違ない旨を誓約し、本応募に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議を申し立てません。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ではありません。
- 2 当社（私）は、暴力団員をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある法人又は個人ではありません。

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

(A4)

(様式2)

応募住宅の概要 (兼チェックシート)

1 敷地概要

応募者			
住宅名称			
所在地	横浜市 区		
敷地に関する権利	<input type="checkbox"/> 自己所有地・ <input type="checkbox"/> 借地・ <input type="checkbox"/> その他 ()		
用途地域	<input type="checkbox"/> 住居系・ <input type="checkbox"/> 商業系・ <input type="checkbox"/> その他 ()		
距離と交通 (駅・バス停)	最寄駅(鉄道駅)から敷地までの直線距離		m
	(徒歩の場合) 線 駅から 徒歩 分		
	(バス利用の場合) 線 駅から バス 分 バス停から 徒歩 分		
学区内の小学校	小学校名	所要時間(徒歩)	直線距離
	横浜市立 小学校	分	m
周辺の施設	施設名称(※)	所要時間(徒歩)	直線距離
小児医療施設		分	m
店 舗		分	m
公 園		分	m
子育て施設等		分	m

(※) 施設名称は「付近見取り図」にも明示してください。

2 建物概要

全 体 (今回応募住宅も含む)	建築時期	年 月	検査済証	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無			
	構 造	<input type="checkbox"/> RC造 ・ <input type="checkbox"/> SRC造 ・ <input type="checkbox"/> その他 ()					
	階 数	地上 階 ・ 地下 階建					
	延床面積	m ²	建築面積	m ²			
	全住戸数	戸	エレベーター	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無			
	駐 車 場	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	駐輪場	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無			
	危険防止対策(※)	<input type="checkbox"/> 適 ・ <input type="checkbox"/> 不適	廊下の幅員	m			
子育て世帯向け地域優良賃貸住宅	応募住宅	応募戸数	戸	危険防止対策(※)	<input type="checkbox"/> 適 ・ <input type="checkbox"/> 不適		
		住宅内訳	部屋番号	間取り	専有面積	契約家賃	就寝室(部屋)
					m ²	円	室
					m ²	円	室
					m ²	円	室
					m ²	円	室
			m ²	円	室		
	便所の鍵の外からの解錠	<input type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 不可	下足箱	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無			
	浴室の鍵の外からの解錠	<input type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 不可 ・ <input type="checkbox"/> 鍵がない					
	自転車置場	<input type="checkbox"/> 有(応募住宅用: 台) ・ <input type="checkbox"/> 無		子育て世帯への協力	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無		
その他の住宅	賃貸住宅				戸		
	その他(オーナー住戸等)				戸		
その他の施設 (住宅以外)							

(※) 認定基準にある危険防止対策

4 住宅の管理

供給方式	□借上型 ・ □管理受託型 ・ □直接管理型
管理期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで (10年間)
管理業務者	

5 チェックシート (認定基準)

	認定基準	内 容	主な確認事項	チェック	写真添付
住戸部	第10条	敷地に係る権利	1) 自己所有地 2) 借地又は共有名義 (承諾書が必要)	□	—
	第11条の1	住宅の位置	1) 最寄の鉄道駅からの時間 2) 小児科までの時間 3) 小学校までの距離 4) 店舗等までの距離 5) 公園又は子育て支援施設等までの距離	□	—
	2	用途地域	1) 住居系・商業系 2) 準工業 (条件付)	□	—
	第12条	構造及び建て方	耐火構造 (鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造) の共同住宅若しくは長屋建て住宅 (重層長屋を除く)、又は準耐火構造の長屋建て住宅 (重層長屋を除く)	□	—
	第13条	住宅の規模・設備	30㎡以上75㎡以下、必要な設備	□	—
	第14条の1	収納	少なくとも一つ以上の収納	□	—
	2	部屋	必要な部屋等の確保	□	—
	3	給湯設備	台所、浴室、洗面所に必要	□	—
	4	床・壁仕上げ	安全な内部仕上げ、遮音性	□	—
	5	建具	認定基準にある建具の仕様、ガラス部分の安全性	□	○
	6	冷暖房設備	冷暖房設備の設置	□	○
	第15条	就寝室	就寝室が2部屋 (40㎡未満の住戸を除く)	□	—
	第16条	台所	耐水性と清潔を保つ仕上げ	□	—
	第17条の1	下足箱	下足箱の有無と家具の搬入	□	○
	2	玄関ドア	玄関ドアの仕様等	□	○
	第18条の1	便所の鍵	外から解錠	□	○
	2	便器	腰掛式	□	○
	第19条の1	浴室の鍵	外から解錠又は鍵がない	□	○
	2	浴室の建具	引戸、折れ戸、内開き戸	□	○
	第20条	洗濯機置き場	清潔を保つ仕上げ等	□	—
	第21条	バルコニー	主たる居住室のバルコニーの有無	□	—
	第22条の1	危険防止措置	窓・バルコニー等の安全対策	□	—
	2	危険防止措置	足がかりの有無	□	○
第23条	手すり	手すりの高さ、手すり子の間隔等	□	○	
第24条	廊下	廊下の幅員と段差	□	—	
第25条	階段	直通階段と階段の手すり	□	—	
第26条	手すり	手すりの高さ、手すり子の間隔等	□	○	
第27条	エレベーター	申請する住戸が5階以上であれば必要	□	—	
第28条	団地内通路	団地内通路の安全性	□	—	
第29条	駐車施設	必要	□	—	
第30条	自転車置き場	必要 (応募住戸分が必要)	□	—	
第31条	ごみ置き場	ごみ置き場の有無	□	—	
第32条	併存住宅	住宅以外の施設	□	—	
第33条	建築時期	新耐震基準以降の確認済証	□	—	

6 添付する写真について

- ① 建物全体がわかる写真 (主要な出入口が写っていること)
- ② 主要室 (リビング等)
- ③ 建具のガラス部分の安全性がわかる写真 (第14条の5)
- ④ 冷暖房設備等が設置できることがわかる写真 (第14条の6)
- ⑤ 下足箱の写真 (第17条の1)
- ⑥ 玄関ドアの防犯上の措置及び自動的に閉鎖させる装置の有無がわかる写真 (第17条の2)
- ⑦ 便所の鍵 (外部から) 及び便器の写真 (第18条)
- ⑧ 浴室の鍵 (外部から) 及び建具の写真 (第19条)
- ⑨ バルコニーに足がかりがないことがわかる写真 (バルコニー全体の写真) (第22条の2)
- ⑩ バルコニー及び窓の手すりの高さ・手すり子の間隔についての寸法がわかる写真 (第23条)
- ⑪ 共用部の手すりの高さ・手すり子の間隔についての寸法がわかる写真 (第26条)

(様式3)

委任状

私は、横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅の事業計画の応募、供給計画の申請に関し、
(住所又は所在地)
(氏名又は名称及び代表者の氏名)

を代理人とし、次の権限を委任します。

横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅(所在地、住宅名称及び住戸番号)の事業計画の
応募、供給計画の申請についての

- 1 応募書類、申請書類の提出
- 2 横浜市からの通知文書の受領
- 3 その他 ()

に関する権限

平成 年 月 日

(住所又は所在地)

応募・申請者

(氏名又は名称
及び代表者の氏名)

印

(A4)

(様式4)

平成 年 月 日

(提出先)

横 浜 市 長

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者の氏名

印

承 諾 書

私は、私が所有している下記1の土地に整備された住宅の一部を下記2の者の名義で横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅とすることを承諾します。

1 土地の概要

- (1) 所在地
- (2) 面積
- (3) 所有者、共有者とその持分（承諾者本人を含む。）

2 事業者

- (1) 住所又は所在地
- (2) 氏名又は名称及び代表者の氏名

(様式5-1)

近傍同種の住宅の家賃に関する調書

No	物件の名称	所在地	最寄り駅	時間		築造年月	建物の規模等	間取り	月額家賃	共益費	駐車場 使用料
				バス	徒歩	入居年月	調査対象住宅の位置	専有面積	㎡当たり単価		
			線	分	分	年 月	造 階 戸		円	円	円
			駅			年 月	階	㎡	円		
			線	分	分	年 月	造 階 戸		円	円	円
			駅			年 月	階	㎡	円		
			線	分	分	年 月	造 階 戸		円	円	円
			駅			年 月	階	㎡	円		
			線	分	分	年 月	造 階 戸		円	円	円
			駅			年 月	階	㎡	円		
			線	分	分	年 月	造 階 戸		円	円	円
			駅			年 月	階	㎡	円		

※ 近傍物件の位置が分かる地図を添付し、計画物件と近傍物件の位置を記入してください。(地図は、A3版又はA4版)

(様式6)

年 月 日

(提出先)

横浜市建築局長

応募者
(住所又は所在地)
(氏名又は名称)

印

横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅
資産状況の報告書

横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅に応募する住宅（ ）
について、供給計画認定後、管理期間の間、制度住宅として運営していくにあたり、資産状況に
問題はありません。

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

(A4)

(様式7)

年 月 日

横浜市建築局長

(応募者住所又は所在地)

(応募者氏名又は名称)

印

横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅
事業計画の辞退届

平成 年度 横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅事業者募集で提出した事業計画を
辞退します。

辞退する住宅の内容

応募者	賃貸住宅の位置及び住宅名称	
(応募者)	位置	横浜市 区
	名称	
住戸数	住戸番号	
戸		

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

(A4)

（申請先）
横 浜 市 長

（認定申請者住所又は所在地）
（ふりがな）
（認定申請者氏名又は名称） 印
（生年月日）
（性別）

横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅
供給計画認定申請書

横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅制度実施要領第3条第1項に基づき、賃貸住宅の管理に関する計画について、別紙のとおり認定を申請します。

なお、横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅供給計画認定申請に当たり、次の事項について相違ない旨を誓約し、本申請に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議を申し立てません。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ではありません。
- 2 当社（私）は、暴力団員をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある法人又は個人ではありません。

備考

1. 認定申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
2. 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

4 賃貸住宅の整備に関する資金計画

内 訳		(円)
整備所要資金 予定額	整備費 その他 計	
調達計画	自己資金 借入金 計	

5 賃貸住宅の入居者の資格に関する事項

横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅認定基準第5条に規定する条件のすべてに該当する者であること。
 なお、認定基準の改正に伴い第5条に規定する条件に変更があった場合は、施行日以降、変更後の条件とする。

6 賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件に関する事項

(1) 家賃等

家賃の額については、120,000円以下かつ近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう、当初の家賃の予定額については次のとおり定めるものとする。

なお、家賃の減額を行う場合において入居者が支払う家賃の額は、「減額後家賃」の欄に記載するのとおりである。

住棟番号	住戸番号	近傍同種家賃	家賃	減額後家賃

敷 金	家賃の か月分
賃貸条件の制限	家賃、敷金を受領することを除くほか、賃借人から権利金、謝金等の金品を受領し、その他賃借人の不当な負担となるようなことを賃貸の条件としない。

(2) 入居者の募集の方法及び選定の方法

募集の方法	
選定の方法	

注 「募集の方法」は、新聞掲載、掲示等をいう。

(3) 賃貸借契約の解除

賃貸借契約の解除	一般賃貸人は、入居者が、不正の行為によって賃貸住宅に入居したときは、当該賃貸住宅に係る賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除をすることを賃貸の条件とする。
----------	---

7 賃貸住宅の管理の方法及び期間

管理の期間	年 月から 年 月まで (年 か月間)
管理期間における管理の方法	1. 賃貸住宅の管理の委託 2. 転貸者への賃貸住宅の転貸 3. 自ら管理
管理の方法	1 又は 2 の場合の委託又は賃貸する相手 (以下「管理業務者」という。) の氏名又は名称
管理業務者又は3の場合の申請者の概要	別添「管理業務者の概要」による。
賃貸住宅の修繕	外壁補修、屋上防水、鉄部塗装、給排水管改修等について、計画的に実施する。
備付図書	賃貸住宅の賃貸借契約書 家賃及び敷金の収納状況を明らかにする書類 その他 ()

8 賃貸住宅の整備の事業の実施時期

事業の着手予定年月日	年 月 日
事業の完了予定年月日	年 月 日

管理業務者の概要

氏 名 又 は 名 称		
住所	主 たる 事 務 所	
	当該賃貸住宅の管理を行う事業所	
宅地建物取引業法に基づく免許		(有 ・ 無)
免許を有する場合	免 許 種 別	
	免 許 番 号	
	免許取得年月日	
自己資本の額 (円)		
賃貸住宅の管理戸数	年	
	年	
	年	
	年	
	年	
	年	
	年	
	年	
	年	
	年	
	年	
	現 在	年 月 日現在 戸(室)
賃貸住宅の管理を行う人員の数		年 月 日現在 人

第1号様式(第3条第2項)

年 月 日

(協議先)
横浜市 長

事業者 住所
氏名
電話 ()



横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅家賃協議書

横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅家賃減額助成実施要領第3条第2項の規定により、家賃を定めるため、次のとおり協議を申し出ます。

住宅の名称				
住宅の所在地				
住戸番号	床面積 (㎡)	居住室数	当初家賃 (円)	当初家賃単価 (円/㎡)

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

横浜市建築局住宅再生課

平成 27 年 8 月作成

横浜市中区港町 1-1

E メール : kc-kodomo@city.yokohama.jp

TEL 671-2954

FAX 641-2756

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/housing/minju/kosodateribu>